**呉市指定ごみ袋広告掲載募集要項**

呉市指定ごみ袋の外装袋又は紙帯封へ掲載する有料広告枠を，次のとおり募集します。

１　掲載場所　　家庭用燃えるごみ専用指定袋（全４種類）の外装袋または紙帯封の市

が指定する位置

２　掲載者数　　１者

３　広告規格

　(1) スペース　外装袋に１枚につき１か所または紙帯封１枚につき２か所

表面に出る部分：縦 最大約40㎜×横 最大約170㎜

（広告の大きさは指定袋の種類によって異なります。）

　(2) 色　　数　１色（鮮明度等の指定は問わないこと。）

　(3) 予定部数　約９５０，０００部

　(4) 内　　容　全４種類とも同じとします。

４　広 告 料　　９５，０００円以上の提案最高額（消費税及び地方消費税を含む。）

５　掲載期間

　　広告を掲載し作成した指定ごみ袋が売り切れるまで（おおむね令和８年４月頃から令和９年３月頃までに店頭で流通する予定ですが，各店舗の在庫状況等により異なる場合があります。）

６　掲載できない広告

　(1) 呉市広告掲載取扱要綱第４条第１項各号及び呉市広告掲載基準第３項に該当するもの

　(2) 所在地が呉市内でない業者によるもの

　(3) 指定袋取扱店によるもの

　(4) 割引券として使用する類いのもの

７　募集期間　　令和７年８月１８日（月）から９月１９日（金）まで

８　応募方法

呉市指定ごみ袋広告掲載申込書（様式第１号）（以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上，持参又は郵送で募集期間内に提出してください。

なお，持参する場合は，土曜日，日曜日及び祝日等の閉庁日を除く８時３０分から１７時１５分までとし，郵送の場合は，一般書留，簡易書留又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとします。

また，１応募者につき１提案とします。

９　選定方法

広告の掲載が適当と決定した件数が掲載者数を超えた場合は，広告料提案額が９５，０００円を上回るとともに，最も高い額を記入した申込者を広告掲載者に決定します。

なお，同価格の提案をした申込者が２者以上ある場合は，これらの申込者にくじを引かせ，広告掲載者を決定するものとします。

また，広告の掲載又は不掲載を決定した場合は，呉市指定ごみ袋広告掲載決定通知書（様式第２号）又は呉市指定ごみ袋広告不掲載決定通知書（様式第３号）を，それぞれ申込者に送付します。

10　その他留意事項

　(1) 広告内容の承認等

広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は，呉市長が指定する期日までに，広告主の責任及び負担において版下原稿（以下「原稿」という。）を作成の上，提出して承認を受けるものとします。呉市長は，提出された原稿について，指定袋に掲載することが適当でないと認められる場合は，広告主に対して内容等の変更を求めるものとします。

　(2) 広告料の納付

承認を受けた広告主は，呉市長が指定する期日までに，呉市長が指定する方法で広告料を前納するものとします。

　(3) 広告掲載の取消し及び中止

呉市長は，広告主が指定する期日までに広告料を納付しなかった場合は，広告の掲載を取り消すこととします。

また，広告主の責に帰すべき理由により広告の掲載が適当でなくなった場合は，広告の掲載を中止することとします。

なお，呉市長は，広告の掲載を取消し，又は中止した場合において，広告主が損害を受けることがあっても，その賠償の責を負わないものとします。

(4) 広告主の責務

広告主は，掲載した広告の内容について，一切の責任を負うものとします。

また，広告主は，広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は，広告主の責任及び負担において，これを解決するものとします。

なお，広告主は，広告掲載の権利を譲渡，又は転貸してはならないこととします。

　(5) 広告料の返還

　納付された広告料は返還しません。

ただし，広告主の責に帰さない理由により，広告を掲載することができなかった場合は，その全部又は一部を返還するものとします。

その場合の返還する広告料には，利子は付さないものとします。

11　問い合わせ先（担当部署）

　　呉市 環境部 環境政策課（呉市役所本庁舎７階）

　　　〒７３７－８５０１　広島県呉市中央４丁目１番６号

　　　電話：０８２３－２５－３３０３　　ＦＡＸ：０８２３－３２－１６２１

　　　Ｅメール：kansei@city.kure.lg.jp